

# 大郷町住民バスの指定管理者募集について

平成30年4月から大郷町住民バスを管理・運営を実施する団体を募集します。

## 【指定管理の対象となる公の施設の概要】

1. 名称 大郷町住民バス
2. 所在地 黒川郡大郷町中村字北浦58番地1
3. 施設概要
  - ①車 両 日野リエッセ 41人乗 (宮城 200 は 559)
  - 三菱エアロ 42人乗 (宮城 22 ゆ 833)
  - 日野リエッセⅡ 29人乗 (宮城 200 さ 2619)
  - 日野リエッセⅡ 29人乗 (宮城 200 さ 2715)
  - 日野リエッセⅡ 29人乗 (宮城 200 さ 2716)
  - ②車 庫 敷地面積 312.01 m<sup>2</sup>  
建築面積 180.52 m<sup>2</sup> (車庫 144.52 m<sup>2</sup> 事務所 36.00 m<sup>2</sup>)
  - ③停留所 80ヶ所
4. 運行許可法令 道路運送法第79条の3 (自家用有償旅客運送者)
5. 運行時間別紙運行時刻表のとおり
6. 運休日
  - ①土曜日及び日曜日
  - ②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - ③8月14日～8月16日
  - ④12月29日～翌年1月3日

## 【指定管理者が行う管理の基準】

大郷町住民バスの運行に関する条例(平成12年大郷町条例第5号。以下「条例」という。)第16条の規定によるほか、協定書、仕様書において定める管理の基準に従って、大郷町住民バス(以下「住民バス」という。)の運行・管理を行うこと。

## 【指定管理者が行う業務の範囲】

1. 条例第15条に規定する事業の実施に関すること。
2. その他住民バスの管理運営に必要な業務。なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

## 【利用料金に関する事項(乗車料の徴収)】

1. 徴収すべき乗車料は、条例第6条により納入された乗車料のうち、バス車内で取り

扱った現金及び回数乗車券とする。

2. 徴収した乗車料は、町長の指定する方法により指定金融機関に払い込まなければならない。

#### 【指定期間】

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

ただし、管理を継続することが適正でないと認めるときは、指定を取消すことがあります。

#### 【申請の資格】

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
2. 地方公共団体において運営するコミュニティバス事業について、過去 2 年以内に自らの責に起因する理由による契約の解除、又は指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。
3. 本公告日現在において、富谷市又は黒川郡内に本店または営業所等（法人格を有しない場合は事業所等）を有するものであること。
4. 大郷町建設工事入札参加者等指名停止要領（平成 10 年告示第 4 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
5. 国税及び地方税を滞納していないこと。

その他、指定期間中、大郷町住民バスの運行・管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とする。団体の場合、法人格は必ずしも必要ではないが、個人が申請することはできない。

#### 【申請書類の提出方法】

1. 提出期間

平成 29 年 11 月 2 日（木）から平成 29 年 11 月 30 日（木）まで

2. 提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日等閉庁日を除く）

3. 提出場所

黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地 8 大郷町企画財政課（電話 022-359-5502）

4. 提出部数

1 部（上記提出場所に直接持参すること。）

#### 【提出が必要な書類】

指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を

添えて、提出期間内に町長に提出すること。

- (1) 指定管理の対象となる公の施設（以下「公の施設」という。）の指定期間内における運行・管理に関する各年度の事業計画書（別記第1号様式）及び収支計画書（別記第2号様式）
- (2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあたっては、規約又は会則等及び代表者の身元証明書）の写し
- (3) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (4) 現事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (5) 申請者の業務の概要を記載した書類及び役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (6) 納税証明書（法人税、法人住民税、固定資産税、及び消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税については未納税額がないことの証明））
- (7) 運行管理の責任者に関する就任承諾書
- (8) 整備管理の責任者に関する就任承諾書
- (9) 運行体制予定図及び乗務員予定者名簿
- (10) 危機管理（緊急時対応）マニュアル（作成している場合）
- (11) 車輛整備管理規程（作成している場合）
- (12) 安全運行マニュアル、又は社員教育マニュアル（作成している場合）
- (13) 過去2年間において、有責の第一当事者となる交通事故が発生しているときは、その概要を示した書類
- (14) 過去2年間において、行政処分を受けているときは、その概要を示した書類
- (15) 上記のほか、指定管理業務を実施するにあたって、安全運行のために特に実施する取組みについて記載した書類（特段の取組みがないときは提出不要）

注1) 申請者において様式第1号及び別記様式の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

注2) 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

注3) 本指定管理業務に従事予定の従業員について、社会保険加入届の控又は確認通知書、源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。ただし、新規に職員を募集する場合には、募集要領等の写しを提出すること。

#### 【申請に要する経費】

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

### 【選定方法及び選定の基準】

指定管理者の選定にあたっては、指定管理者選定委員会における審査（書類審査。なお、必要な場合はヒアリング審査を行う。）を経て候補者を選定します。なお、選定された候補者は、議会の議決を経て指定管理者として指定されます。

（選定の基準）

- (1) 公の施設の設置目的が達成できるものであること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 安全管理が体系的に整備され、従業員への教育が徹底されていること。
- (6) 上記視点によるほか、地域貢献、町民満足度の視点からもあわせて選考するものとします。

### 【説明会の開催】

公募にあたり説明会を開催します。

説明会への参加を希望する場合は、別添の参加申込書を平成 29 年 11 月 14 日(火)正午までに企画財政課へ提出してください。

- ・開催日時 平成 29 年 11 月 15 日(水) 午後 1 時 30 分
- ・開催場所 大郷町役場、及び大郷町住民バス車庫
- ・参加申込書の提出先 大郷町企画財政課（電子メールによる）

kikaku@town.miyagi-osato.lg.jp

(配布資料)

1. 様式

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書並びに収支計画書

※電子データが必要な場合は、大郷町ホームページよりダウンロードしてください。

2. 資料

- (1) 大郷町住民バス管理運営に関する仕様書 (案)
- (2) 大郷町住民バスの管理運営に関する協定書 (案)
- (3) 大郷町住民バスの管理運営に関する年度協定書 (様式)
- (4) 公金徴収事務委託契約書
- (5) 大郷町住民バス車庫平面図
- (6) 大郷町住民バス停留所設置場所所在地
- (7) 大郷町住民バス時刻表
- (8) 大郷町住民バスの運行に関する条例並びに同条例施行規則
- (9) 大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則

以上